

産業廃棄物処分業許可証

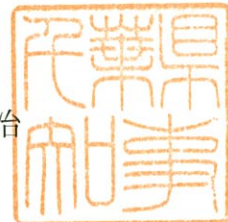
住 所 埼玉県八潮市木曾根618番地1

氏 名 株式会社大場組

代表取締役 福原 将樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成31年2月14日

許可の有効期限 令和5年12月21日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 木くず, (イ) 金属くず (自動車等破碎物を除く。),

(ウ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破碎物を除く。),

(エ) がれき類

(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類 (自動車等破碎物を除く。), (イ) 紙くず,

(ウ) 繊維くず

(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

(続く)

(許可証の続き)

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、散水の実施により周辺への飛散を防止すること。
- (2) 産業廃棄物の処理は、午前8時から午後5時までとし、囲い等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成15年12月22日 新規許可

平成30年12月13日 変更届 (減容固化による中間処理の廃止,
減容固化施設の廃止, 保管施設の変更)

平成31年 2 月14日 更新許可

令和 2 年 9 月17日 変更届 (本店住所, 代表者及び株主の変更)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2)	木くず 64.1 t/日 (8.01 t/時 × 8時間) 金属くず 33.8 t/日 (4.22 t/時 × 8時間) ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず 453.6 t/日 (56.7 t/時 × 8時間) がれき類 314.4 t/日 (39.3 t/時 × 8時間) (平成13年 1月25日)	1	千葉県野田市 目吹字下の内 467番1, 467番2, 467番3, 467番6, 467番9
圧 縮 施 設	廃プラスチック類 13.6 t/日 (1.7 t/時 × 8時間) 紙くず 25.2 t/日 (3.15 t/時 × 8時間) 繊維くず 13.6 t/日 (1.7 t/時 × 8時間) (平成13年 1月25日)	1	
処 理 前	廃プラスチック類, 木くず, 紙くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, がれき類 保管施設	81 m ² 60 m ³	1
		50 m ² 41 m ³	1
	廃プラスチック類, 紙くず, 繊維くず保管施設	30 m ² 37 m ³	1
		150 m ² 239 m ³	1
	金属くず, ガラスくず, コン クリートくず及び陶磁器くず, がれき類保管施設	60 m ² 87 m ³	1
廃プラスチック類保管施設	73 m ² 120 m ³	1	

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
処 理 後	廃プラスチック類, 紙くず, 繊維くず保管施設	22 m ² 56 m ³	2	千葉県野田市 目吹字下の内 467番1, 467番2, 467番3, 467番6, 467番9
	金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器 くず, がれき類保管施設	40 m ² 68 m ³	2	
	木くず保管施設	72 m ² 123 m ³	1	
	金属くず保管施設	32 m ² 55 m ³	1	
	がれき類保管施設	40 m ² 68 m ³	1	
	ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず, がれき類 保管施設	40 m ² 68 m ³	1	

(以下余白)

